

議会プロフィール

会津若松市議会

本シートは、議会が実現したい理想的な姿（ビジョン）と、それを実現するための方策を整理するために使用します。

議会に求められる役割使命（ミッション）を踏まえて、実現すべき理想的な姿（ビジョン）に近づくために、活動目標（アクション）を明確化しましょう。

【基本データ】令和7年4月1日現在

任期 令和5年8月7日～令和9年8月6日	定数 28人	議員数 27人	投票率 51.11%（令和5年改選時）	議員報酬 （一名・月額） 447,000円	政務活動費 （一名・月額） 35,000円
事務局職員数 11人	議会費 （年間） 令和7年度当初予算 375,994千円	予算規模 （一般会計） 令和7年度当初予算 55,787,000千円	請願・陳情数 令和6年審査件数 請願3件・陳情7件	政策連携など （平成22年1月27日締結） 国立大学法人福島大学との相互友好協力協定	議長任期 2年
自治体職員数 943人	合併履歴 昭和26年：町北村 昭和30年：湊村、一箕村、高野村、神指村、門田村、大戸村、東山村、本郷村小谷地区 平成16年：北会津村 平成17年：河東町		総合計画の位置づけと対象期間 会津若松市第7次総合計画（2017年度～2026年度）※平成28年12月16日議決（基本構想及び基本計画が議決対象）		

1. 議会に期待される役割使命（ミッション）

地域経営（まちづくり）において、私たち議会に期待されている役割使命（ミッション）は、下記の通りです。

市民参加を基礎として、市民との活発な意見交換を図り、その上で、議員同士が自由闊達な議論をたたかわせ、市民本位の立場をもってより適切な政策を決定するとともに、その執行を監視し、政策提言や政策立案を積極的に行っていくことにより、市民の負託に的確にこたえ、市民福祉の向上、公正で民主的な市政の発展に寄与していくことである。

（議会基本条例前文及び第1条より）

自治基本条例等の制定・改廃または検討の状況	平成28年6月29日制定 令和元年12月23日改正
-----------------------	---------------------------

3. 現在の姿

私たちの議会がこれまでにつくりあげた「仕組み」や「制度」、「取組」や「運用」の工夫は、下記の通りです。

（1）民意の吸収や政策ニーズの情報収集 【市民との意見交換会】地区別意見交換会は市内15地区で5月と11月の年2回開催。分野別意見交換会は常任委員会を中心に所管事業の関係団体と随時開催し、市民意見の中から市政の課題を発見する。 【 広報広聴委員会 】市民との意見交換会で発見した市政の課題を分類・整理する。 【予算決算委員会分科会】市政に関する重要な政策及び課題について調査研究し、政策立案・政策提言を推進する。 【 議会モニター 】公募・推薦により議会モニター44名を委嘱。多様な世代、属性の方に議会の取組を知っていただき、議会運営や政策研究、議会評価などへの意見を議会活動に反映させていく。 【 請願・陳情 】市民からの政策提言として受け止め、審議に当たり請願・陳情者の説明や意見を聴く。	（対応条文） 第5条第6項 第6条 第13条 第5条第5項 第5条第4項
（2）行政執行の監視や政策の評価・検証 【予算・決算審査の連動】予算・決算の審査を連動させることにより、市の事務執行を事前・事後にわたり監視する。 【論点抽出・論点整理】予算・決算の審査に先立ち予算決算委員会各分科会等で論点抽出・整理を行い、市の事務事業が住民福祉の向上につながるものとなるよう審査の準備を行う。 【行政評価結果・各部行政運営方針の活用】これにより市から得た情報について、市民との意見交換会で得た市民意見や、予算決算委員会各分科会における所管事務調査等で得た知見をもって、議員間討議を交えて評価・検証する。さらに、議会の提言に対するその後の対応についても検証する。	（対応条文） 第10条 第9条(1) 第9条(4)
（3）議会独自の視点での政策の調査・立案 【市民意見を起点とした政策サイクル】市民との意見交換会で得た市民意見を、広報広聴委員会で分類・整理し、予算決算委員会（常任委員会）及び同委員会の4つの分科会がこれを受け、調査研究、委員間討議を重ね、政策立案につなげていく。 【 予算決算委員会 】予算・決算審査の連動を図るため、予算決算委員会各分科会がそれぞれ設定したテーマに基づく審査を行い、分科会ごとに委員間討議を実施している。また、委員間討議の結果、必要に応じて分科会として修正案や決議案、要望的意见をまとめ、予算決算委員会において報告を行っており、本会議における審議・審査を通して執行機関に提言している。 【 議員間討議 】議員相互間の自由な討議により、合意形成に向けた議論を尽くし、議案審査に当たること、必要に応じ修正案や附帯意見をまとめることが可能となる。	（対応条文） 第11条から 第15条まで
（4）力を入れて取り組んでいること 【議決責任を条例に明記】賛否を表明した個々の議員も説明責任が問われる。議会広報誌でも、会派ごとに個々の議員の賛否が明らかにされる。 【議会運営の継続的な改革の仕組み】正副議長選挙において表明された公約を実現するための仕組みとして、選挙後の各派代表者会議において、各会派から要望のあった改革項目を含め改革方針が大系付けされた議会改革における具体的検討事項である「基本理念を実現する基本方向」の改革項目ごとに検討する委員会が割り振られている。各委員会は、それらをテーマに優先順位を付け検討を行う。市民意見は広報広聴委員会で整理・分類されるが、市民に対しその場で回答するものや、後日議会において調査・回答するもののほか、議会の課題や政策研究のテーマとなる意見については、関係する委員会又は検討組織を設立により解決に向けた検討を進めることとしており、次回以降の意見交換会においても調査結果の報告や意見の聴取を継続して行っている。	（対応条文） 第5条第1項 第8条 第23条 第2条(3)

2. 議会が実現すべき理想的な姿（ビジョン）

私たちが実現すべき議会の理想的な姿（ビジョン）は、下記の通りです。

地方分権時代において、議会は、審議権、議決権、調査権、検査権という機能をもって、二元代表制の趣旨を踏まえ、首長と相互の抑制と均衡を図りながら、自治体の自立に対応できる議会へと自らを改革していかなければならない。
このような認識のもと議事機関たる議会は、多様な市民の多様な意見を反映しうる合議体としての議会づくりを通じ、成果を目に見える形で出し、市民の負託にこたえ続けていくことが目指す姿である。

（議会基本条例前文より）

議会基本条例等の制定・改廃または検討の状況	平成20年6月23日制定 平成23年3月28日、平成24年12月25日、平成27年3月17日、令和元年6月24日改正
-----------------------	---

4. 今後の議会を取り巻く社会環境の変化

議会のあり方に大きな影響を及ぼす可能性が高い地域や社会環境の変化は、下記の通りです。

（1）世界やわが国の変化 2042 高齢者数ピーク 推計3,878万人 2040 日本の人口 推計1億1,000万人 1.5人の現役世代が1人の高齢者を支える（肩車型） 85歳以上の人口が高齢人口の約3割近くを占める 2030 S D G s（持続可能な開発目標） 外国人労働者の拡大 大規模災害（地震、水、感染症） デジタル社会の発展（6G、A I） 働き方や生き方の多様性・柔軟性 インフラ・公共施設の再編 2025.1.1 日本の人口 1億2,359万人（少子高齢化） 東京一極集中 地方とのバランス 1億人総活躍社会（特に高齢者活躍） 物価高騰・実質賃金の減少 社会保障費の増大 女性の社会進出拡大 デジタル社会の発展（5G）	2042 0 4 0 想定される時期 現在	（2）地域や住民ニーズの変化 2060 本市人口 推計65,000人 高齢化率 推計42% 2050 ゼロカーボンシティの目標達成 2040 20～39歳の女性が約42%減少（2010～2040年の間） 消滅可能性都市に近づく→ 合計特殊出生率目標 2.2 産み育てやすいまちづくり 男女共同参画 安定した雇用の創出 生産年齢人口の増加 安心・安全で住みやすいまち 社会資本整備 空家対策 都市サービス機能向上 広域連携 ダイバーシティ（多様性） 2035 人口 推計10万人を切る 小中学校の統廃合 2030 社会動態±0目標（交流人口の増加） 公共施設の再編 2024.10.1 人口 111,216人 高齢化率 33.4% スマートシティ ゼロカーボンシティ 2023 合計特殊出生率 1.26 出生数 550人
--	--	--

5. これから取り組むべき課題

理想的な姿（ビジョン）を実現する上での課題は、下記の通りです。

左記3の(4)中【議会運営の継続的な改革の仕組み】に記載のとおり、各検討主体により下記の項目について検討を行う。

○ 基本理念「市民の負託に応える合議体たる議会づくり」を実現する基本方向

- 公正・透明な開かれた議会運営
・公正・透明な議会運営の推進（議会基本条例等の適切な運用、議会全体での合意形成を図る議会運営など）
・市民にわかりやすく身近な議会の実現
- 市民本位の政策監視及び評価の推進
・議決機関としての適切な審議
・市民の代表としての適切な監視・評価
- 市民参加機会の充実による多様な意見の把握
・市民との意見交換の多様な場の確保
・専門的な知見等の活用
- 政策提言と政策立案の強化
・合議体たる議会としての政策提言・政策立案能力の向上
・議会活動（政策提言・立案等）の評価とP R
- 継続的な議会改革への取組
・議会改革に係る調査研究の推進
・事務局による議会活動支援事業の充実

6. 通任期（4年間）の活動目標・アクション

具体的に取り組む活動目標・アクションは、下記の通りです。

本市議会全体における活動目標については「議会改革における具体的検討事項」を参照

また、市民意見を基に市政分野別の10の政策課題を設定し、予算決算委員会各分科会等に割り振りを行っており、この政策課題に基づき、各分科会が任期中のテーマを設定し所管事務調査を行っている。

◎ 予算決算委員会各分科会における所管事務調査のテーマ

- ◆予算決算委員会第1分科会
「健全な行政運営に基づく最適な自治体づくりについて～財政健全化、住民自治、ICTと未来社会～」 「均衡ある行政機能と住民サービスの在り方について～まちの拠点～」
- ◆予算決算委員会第2分科会
「地域包括ケアシステムについて」「新たな学校の在り方について」
- ◆予算決算委員会第3分科会
「農業の担い手育成と農産物のブランド化の推進について」「観光誘客・交流人口の拡大強化と宿泊滞在型観光の推進について」「商店街活性化への取組について」
- ◆予算決算委員会第4分科会
「官民連携による降雪対策の在り方について」「市民の安全安心を担保するための総合的な雨水対策について」

※ 上記(1)～(4)の取組における具体例は「議会参加ガイドブック」を参照